

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

- 宅地建物取引業法による行政処分……………一
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………一
- 公共測量の終了(六件)……………一
- ………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 告 示 (選)
- 政治団体の届出……………三
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………五
- 政治団体の解散の届出……………九
- 資金管理団体の指定の届出……………二
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………三
- 資金管理団体の取消しの届出……………三
- 衆議院議員補欠選挙(東京都第十区)における選挙人名簿の登録基準日、登録日及び縦覧期間……………四
- 衆議院議員補欠選挙(東京都第十区)における在外選挙人名簿の縦覧期間……………四
- 衆議院議員補欠選挙(東京都第十区)において候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者等……………四

## 公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………五
- ………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………五
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六
- ………(同)……………六
- 開発行為に関する工事完了……………七
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………七
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………七
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………七
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………七
- ………(同)……………七
- 衆議院議員補欠選挙(東京都第十区)における選挙長の事務を行う場所……………六
- ………(東京都選挙管理委員会)……………六
- 衆議院議員補欠選挙(東京都第十区)における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会に於ける届出、申請等の受付場所……………六
- ………(同)……………六

## 告 示

●東京都告示第六百八十号  
 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。  
 平成二十八年十月四日  
 東京都知事 小 池 百合子

### 一 被処分者

- (一) 商号 ダイイチコーポレーション株式会社
- (二) 代表者氏名 代表取締役 眞鍋 優
- (三) 主たる事務 港区芝二丁目一番十九号 所の所在地
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第八八一七五号
- (五) 免許年月日 平成二十四年九月七日

二 処分年月日 平成二十八年九月十一日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

### ●東京都告示第六百八十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、足立区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。  
 平成二十八年十月四日  
 東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 足立区

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 足立区伊興二丁目、伊興三丁目、伊興四丁目、伊興五丁目、西伊興二丁目、西伊興三丁目及び西伊興四丁目各地内

四 測量の期間 平成二十八年一月十二日から平成二十八年三月二十五日まで

### ●東京都告示第六百八十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、北区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。  
 平成二十八年十月四日  
 東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 北区

二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)

三 測量の区域 北区堀船二丁目地内  
 四 測量の期間 平成二十八年一月二十五日から平成二十八年三月三十一日まで

●東京都告示第六百八十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、板橋区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 板橋区
- 二 測量の種類 公共測量（用地測量）
- 三 測量の区域 板橋区赤塚六丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年二月十六日から平成二十八年三月二十五日まで

●東京都告示第六百八十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、狛江市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 狛江市
- 二 測量の種類 公共測量（三級基準点設置）
- 三 測量の区域 狛江市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年一月二十日から平成二十八年三月十五日まで

●東京都告示第六百八十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、練馬区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 練馬区
- 二 測量の種類 公共測量（二級基準点測量）
- 三 測量の区域 練馬区地内
- 四 測量の期間 平成二十八年二月二日から平成二十八年三月二十二日まで

●東京都告示第六百八十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国分寺市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国分寺市
- 二 測量の種類 公共測量（用地測量）
- 三 測量の区域 国分寺市地内
- 四 測量の期間 平成二十七年九月二十四日から平成二十八年三月三十一日まで

●東京都告示第六百八十七号

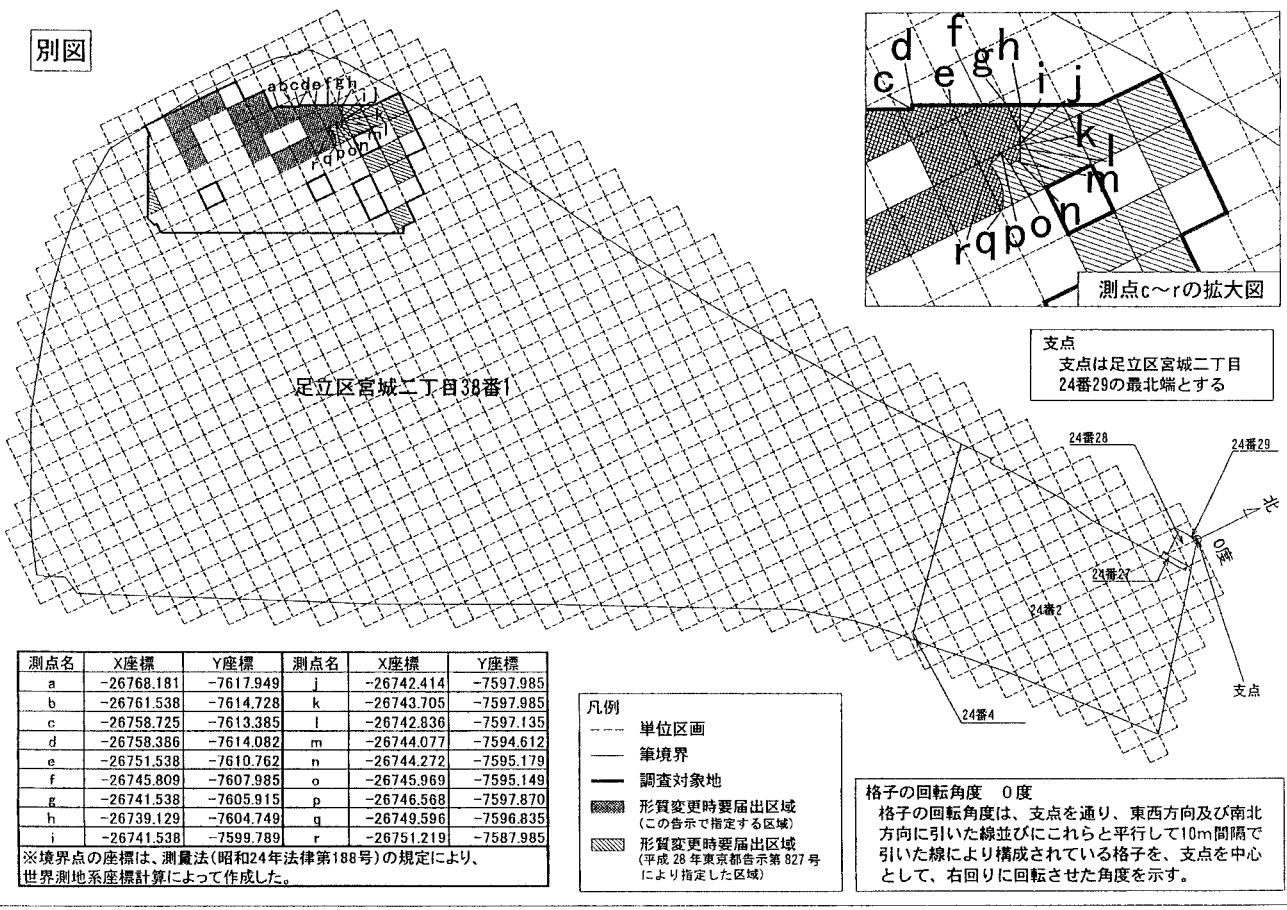
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区宮城二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



# 告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第百二十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第六条第一項(法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があったので、法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十八年十月四日

東京都選挙管理委員会

## 1 政党の支部

## (1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類(第1号)
民進党東京都2区総支部	松尾 明弘	中山 寛進	台東区雷門1-12-12	H28. 4. 14	○	衆議院議員
民進党東京都第6区総支部	落合 貴之	奥田 久仁夫	世田谷区太子堂4-5-2	H28. 4. 6	○	衆議院議員
民進党東京都第9区総支部	木内 孝胤	木内 正胤	練馬区豊玉北6-13-3	H28. 4. 4	○	衆議院議員
民進党東京都第15区総支部	柿沢 未途	甚野 謙	江東区富岡1-26-21	H28. 4. 6	○	衆議院議員
民進党東京都第16区総支部	初鹿 明博	吉成 宏幸	江戸川区平井3-10-10	H28. 4. 11	○	衆議院議員
民進党東京都第2総支部	大熊 利昭	大熊 昌恵	文京区千駄木3-50-12	H28. 4. 19	○	衆議院議員

## 2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

## (1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)
松尾あきひろ後援会	松尾 明弘	中山 寛進	台東区雷門1-12-12	H28. 4. 20	衆議院議員	松尾 明弘、衆議院議員

## (2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合	廣渡 清吾	佐藤 学	千代田区神田三崎町2-21-6	H28. 4. 1
木村圭後援会	田中 祐四郎	小澤 俊雄	西多摩郡奥多摩町氷川1479	H28. 4. 18
菅原一秀を囲む公認会計士の会	小貫 裕文	本橋 清彦	練馬区早宮2-17-37	H28. 4. 19
杉並を明るく元気にする会	佐々木 博	木村 実	杉並区浜田山3-15-6	H28. 4. 1
田中よしゆき後援会	田中 祥介	田中 英雄	練馬区上石神井4-8-8	H28. 4. 11
小さな声を聞く粕江	小島 喜孝	林 健彦	粕江市元和泉2-16-13	H28. 4. 28
東京都作業療法士連盟	長井 陽海	今井 佑允	三鷹市下連雀3-32-3	H28. 4. 15
配置販売業を考える会	西村 安弘	狐塚 泰子	港区虎ノ門1-5-8	H28. 4. 26
みんなで拓く未来の粕江	石井 久雄	三角 武久	粕江市元和泉1-19-4	H28. 4. 14

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
社会民主党港総支部	阿部 浩子	主たる事務所の所在地	港区麻布十番2-4-1	港区南青山1-23-5	H28. 4. 1
		代表者の氏名	阿部 浩子	堀野 国雄	H28. 4. 1
自由民主党あきる野総支部	岡野 悦史	主たる事務所の所在地	あきる野市秋川5-1-9	あきる野市二宮2414	H28. 3. 14
		代表者の氏名	岡野 悦史	町田 匡志	H28. 3. 14
自由民主党公孫樹会東京都支部	三宅 豊	代表者の氏名	三宅 豊	江ヶ崎 信夫	H28. 4. 5
		会計責任者の氏名	千葉 恵治	小林 祥三	H28. 4. 5
自由民主党東京都衆議院比例区第三支部	若狭 勝	会計責任者の氏名	坂根 義範	佐藤 彰	H28. 4. 20
自由民主党東京都第十一選挙区支部	下村 博文	会計責任者の氏名	平 慶翔	兼松 正紀	H28. 3. 28
自由民主党東京都港区第三十七支部	柳澤 亜紀	会計責任者の氏名	小田 累	川中 浩平	H28. 4. 8
日本共産党台東地区委員会	秋間 洋	代表者の氏名	秋間 洋	龍野 紀義	H28. 4. 1
		会計責任者の氏名	茂木 たかよし	折原 和家子	H28. 4. 1
日本共産党東京都南多摩地区委員会	田川 豊	代表者の氏名	田川 豊	山岸 晴彦	H28. 4. 25
		会計責任者の氏名	柿沢 繁	曾我 治雄	H28. 4. 25
民進党東京都参議院選挙区第1総支部	小川 敏夫	政治団体の名称	民進党東京都参議院選挙区第1総支部	民主党東京都参議院選挙区第1総支部	H28. 4. 4
民進党東京都参議院選挙区第3総支部	村田 蓮舫	政治団体の名称	民進党東京都参議院選挙区第3総支部	民主党東京都参議院選挙区第3総支部	H28. 4. 4
民進党東京都総支部連合会	松原 仁	政治団体の名称	民進党東京都総支部連合会	民主党東京都総支部連合会	H28. 4. 27
民進党東京都第1区総支部	海江田 万里	政治団体の名称	民進党東京都第1区総支部	民主党東京都第1区総支部	H28. 4. 13
民進党東京都第3区総支部	松原 仁	政治団体の名称	民進党東京都第3区総支部	民主党東京都第3区総支部	H28. 4. 4
民進党東京都第4区総支部	井戸 正枝	政治団体の名称	民進党東京都第4区総支部	民主党東京都第4区総支部	H28. 4. 13
民進党東京都第5区総支部	手塚 仁雄	政治団体の名称	民進党東京都第5区総支部	民主党東京都第5区総支部	H28. 4. 13
民進党東京都第7区総支部	長妻 昭	政治団体の名称	民進党東京都第7区総支部	民主党東京都第7区総支部	H28. 4. 4
民進党東京都第8区総支部	吉田 晴美	政治団体の名称	民進党東京都第8区総支部	民主党東京都第8区総支部	H28. 4. 13
民進党東京都第10区総支部	鈴木 庸介	政治団体の名称	民進党東京都第10区総支部	民主党東京都第10区総支部	H28. 4. 13

●東京都選挙管理委員会告示第百二十五号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）。以下

「法」という。第七條第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第七條の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十八年十月四日

東京都選挙管理委員会

民進党東京都第11区総支部	前田 順一郎	政治団体の名称	民進党東京都第11区総支部	民主党東京都第11区総支部	H28. 4. 13
民進党東京都第13区総支部	北條 智彦	政治団体の名称	民進党東京都第13区総支部	民主党東京都第13区総支部	H28. 4. 13
民進党東京都第14区総支部	清水 啓史	政治団体の名称	民進党東京都第14区総支部	民主党東京都第14区総支部	H28. 4. 13
民進党東京都第17区総支部	伊藤 正樹	政治団体の名称	民進党東京都第17区総支部	民主党東京都第17区総支部	H28. 4. 13
民進党東京都第18区総支部	菅 直人	政治団体の名称	民進党東京都第18区総支部	民主党東京都第18区総支部	H28. 4. 4
民進党東京都第19区総支部	末松 義規	政治団体の名称	民進党東京都第19区総支部	民主党東京都第19区総支部	H28. 4. 13
民進党東京都第20区総支部	竹田 光明	政治団体の名称	民進党東京都第20区総支部	民主党東京都第20区総支部	H28. 4. 13
		会計責任者の氏名	須藤 博	二宮 由子	H28. 4. 13
民進党東京都第21区総支部	長島 昭久	政治団体の名称	民進党東京都第21区総支部	民主党東京都第21区総支部	H28. 4. 4
民進党東京都第22区総支部	山花 郁夫	政治団体の名称	民進党東京都第22区総支部	民主党東京都第22区総支部	H28. 4. 13
民進党東京都第23区総支部	梅淵 万里	政治団体の名称	民進党東京都第23区総支部	民主党東京都第23区総支部	H28. 4. 13
民進党東京都第24区総支部	高橋 斉久	政治団体の名称	民進党東京都第24区総支部	民主党東京都第24区総支部	H28. 4. 13

## 2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
浅野たかしの会	高橋 俊男	代表者の氏名	高橋 俊男	高橋 幸男	H28. 4. 10
		会計責任者の氏名	本橋 文直	加藤 克夫	H28. 4. 10
安藤くにひこ励ます会	安藤 邦彦	主たる事務所の所在地	世田谷区船橋4-28-9	多摩市落合5-9-26	H27. 12. 18
大城美幸後援会	石井 求	主たる事務所の所在地	三鷹市井の頭5-8-17	三鷹市井の頭5-8-2	H28. 4. 10
改革の会	齊藤 力	政治団体の名称	改革の会	改革結集の国会議員団	H28. 4. 7
		代表者の氏名	齊藤 力	村岡 敏英	H28. 4. 7
		会計責任者の氏名	堀内 由理	小熊 慎司	H28. 4. 7
木村いさお後援会	木村 徳	代表者の氏名	木村 徳	小松 隆年	H28. 4. 1
		会計責任者の氏名	渡部 恵弘	小松 隆年	H28. 4. 1
公風会	池田 清一郎	主たる事務所の所在地	練馬区貫井2-16-31	練馬区中村北4-10-1	H28. 4. 26
幸福実現党世田谷成城後援会	鷹木 修	会計責任者の氏名	東 修一	上野 仁宏	H28. 4. 21
高友会	浅野 高司	会計責任者の氏名	高橋 俊男	高橋 幸男	H28. 4. 10
小金井の未来をつくる会	清水 勉	主たる事務所の所在地	小金井市本町6-8-38	小金井市本町5-6-22	H28. 4. 1
金野孝子後援会	金野 孝子	会計責任者の氏名	大高 喜一	日高 昭夫	H28. 3. 28
坂本たけし板橋区長を囲む 税理士後援会	吉田 伸江	主たる事務所の所在地	板橋区本町38-6	板橋区大山東町30-9	H28. 4. 8
		代表者の氏名	吉田 伸江	安田 勝治	H28. 4. 8
坂本史子と行動する目黒区 民の会	太田 幸広	主たる事務所の所在地	目黒区中央町1-8-11	目黒区目黒本町1-10-9	H28. 4. 20
品川・生活者ネットワーク	青木 京子	代表者の氏名	青木 京子	吉本 洋子	H28. 4. 20
		会計責任者の氏名	井上 八重子	市川 和子	H28. 4. 20
女性パワーを武蔵野に！市 民プロジェクト	原 利子	主たる事務所の所在地	武蔵野市吉祥寺東町1-16-1	武蔵野市西久保2-27-20	H28. 4. 21
		代表者の氏名	原 利子	小島 壮介	H28. 4. 21
新生政経会	吉田 公一	主たる事務所の所在地	練馬区貫井2-16-31	練馬区中村北4-10-1	H28. 4. 26
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体	H28. 4. 18

新生政経会	吉田 公一	公職の種類 (第1号)		参議院議員	H28. 4. 18
信頼の小金井	川口 開治	主たる事務所の所在地	小金井市本町3-8-9	小金井市本町5-39-23	H28. 4. 1
関田みつぐ後援会	村上 昭彦	代表者の氏名	村上 昭彦	樽屋 毅	H28. 1. 21
たけい雅昭後援会	武井 雅昭	主たる事務所の所在地	港区芝公園1-2-20	港区新橋6-22-4	H28. 4. 1
		会計責任者の氏名	吉野 博之	高橋 義男	H28. 4. 1
竹田光明後援会	竹田 光明	主たる事務所の所在地	東村山市栄町2-31-8	東村山市栄町2-31-1	H28. 4. 1
田中さやかと子どもの未来を育む会	田中 奏香	会計責任者の氏名	井上 八重子	市川 和子	H28. 4. 20
田村ちえみと街づくりの会	田村 智恵美	会計責任者の氏名	岡田 直子	新井 久子	H28. 4. 1
TKC東・東京政経研究会	須貝 好明	主たる事務所の所在地	新宿区揚場町2-1	台東区東上野1-14-4	H28. 3. 24
TKC平澤勝栄後援会	泉 明	主たる事務所の所在地	新宿区揚場町2-1	台東区東上野1-14-4	H28. 3. 24
東京食品政治連盟	石川 寿生	代表者の氏名	石川 寿生	鎌田 國廣	H28. 4. 1
		会計責任者の氏名	武田 秀敏	石川 寿生	H28. 4. 1
東京政経懇話会	小泉 幸秀	会計責任者の氏名	平井 千民	太田 稔	H28. 4. 1
東京都歯科医師連盟丸の内支部	藤野 一博	会計責任者の氏名	小林 光道	島倉 洋造	H28. 4. 1
東京都歯科衛生士連盟	近藤 いさを	会計責任者の氏名	佐藤 伸子	佐藤 信子	H28. 4. 1
東京都歯科技工士連盟協議会	西澤 隆廣	会計責任者の氏名	和田 章	藤元 健二	H28. 4. 1
豊島刷新の会	古坊 知生	会計責任者の氏名	鈴木 きよ子	上野 忠彦	H28. 3. 30
土日夜間議会改革	原 英史	政治団体の名称	土日夜間議会改革	土日夜間議会改革・地方議会を変える千代田区会議	H28. 4. 1
		主たる事務所の所在地	港区赤坂2-12-21	千代田区麴町3-12-1	H28. 4. 1
西岡真一郎を育てる会	西岡 真一郎	主たる事務所の所在地	小金井市本町6-8-38	小金井市中町4-12-11	H28. 4. 1
西のなお美と街づくりの会	西埜 真美	会計責任者の氏名	岡田 直子	新井 久子	H28. 4. 1
日本共産党黒沼良光後援会	秋元 義治	代表者の氏名	秋元 義治	唐澤 明人	H28. 4. 8
		会計責任者の氏名	阿部 貞夫	星 爽	H28. 4. 8
野々山研後援会	中川 毅	会計責任者の氏名	稲垣 千代	米山 慎太郎	H28. 4. 10



博文会	下村 博文	会計責任者の氏名	平 慶翔	兼松 正紀	H28. 3. 28
福村隆後援会	福村 隆	会計責任者の氏名	三浦 浩司	中井 啓之	H28. 4. 8
府中・生活者ネットワーク	重田 益美	会計責任者の氏名	岡田 直子	新井 久子	H28. 4. 1
港区民と共に歩む会	小林 敬三	主たる事務所の所在地	港区芝公園1-2-20	港区新橋6-22-4	H28. 4. 1
		会計責任者の氏名	吉野 博之	高橋 義男	H28. 4. 1
吉田ゆみことまちの未来をつくる会	吉田 由美子	会計責任者の氏名	井上 八重子	市川 和子	H28. 4. 20
連合東京・地域政策を実現する会	白川 祐臣	代表者の氏名	白川 祐臣	岡田 啓	H28. 3. 15
		会計責任者の氏名	小林 昭浩	杉浦 賢次	H28. 3. 15

●東京都選挙管理委員会告示第百二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十八年十月四日

東京都選挙管理委員会

## 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
維新の党衆議院東京都第2選挙区支部	大熊 利昭	H28. 3. 27
維新の党衆議院東京都第9選挙区支部	木内 孝胤	H28. 3. 27
維新の党衆議院東京都第15選挙区支部	柿沢 未途	H28. 3. 27
維新の党東京都総支部	川田 龍平	H28. 3. 27
維新の党町田市議会第1支部	夏梅 邦典	H28. 3. 27
維新の党八王子市議会第1支部	小林 裕恵	H28. 3. 27
民主党東京都第4区総支部	藤田 憲彦	H28. 2. 13

## 2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
安藤くにひこ励ます会	安藤 邦彦	H28. 4. 11
井上八重子と元気な市民	井上 八重子	H28. 4. 20
笑顔のまち新宿	中根 善弘	H28. 3. 31
坂本史子と行動する目黒区民の会	太田 幸広	H28. 4. 25
櫻井兼二後援会	櫻井 兼二	H28. 3. 31
真とみんの会	清水 勉	H28. 3. 31
そめやひでおサポーターズクラブ	染谷 重子	H28. 3. 10
脱原発を実現する会	河合 弘之	H28. 3. 31
田中健後援会	田中 健	H28. 3. 1
中根ぜんこう後援会	江口 修	H28. 3. 31

八百川孝後援会	平井 茂雄	H28. 3. 20
矢野研介と市政を考える会	矢野 研介	H28. 4. 15

●東京都選挙管理委員会告示第百二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十八年十月四日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
阿部 祐美子	区議会議員	あべ祐美子後援会	品川区北品川5-5-27	H28. 4. 20
木村 徳	市議会議員	木村いさお後援会	国分寺市本町4-14-3	H28. 4. 1
津野地 寛美	市議会議員	津野地寛美友の会	稲城市長峰3-7	H27. 1. 1
渡口 禎	市議会議員	渡口禎後援会	八王子市長沼町104	H27. 1. 1
西本 和也	市議会議員	西本かずや後援会	八王子市栲田町507-11	H27. 1. 1
松尾 明弘	衆議院議員	松尾あきひろ後援会	台東区雷門1-12-12	H28. 4. 13
美濃部 弥生	市議会議員	美濃部弥生後援会	八王子市別所2-49-2	H27. 1. 1

●東京都選挙管理委員会告示第百二十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九  
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の  
 異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定  
 により、次のとおり公表する。

平成二十八年十月四日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
武井 雅昭	たけい雅昭後援会	主たる事務所 の所在地	港区芝公園1-2-20	港区新橋6-22-4	H28. 4. 1
竹田 光明	竹田光明後援会	主たる事務所 の所在地	東村山市栄町2-31-8	東村山市栄町2-31-1	H28. 4. 1
西岡 真一郎	西岡真一郎を育てる会	主たる事務所 の所在地	小金井市本町6-8-38	小金井市中町4-12-11	H28. 4. 1

●東京都選挙管理委員会告示第百二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十八年十月四日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名		資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
安藤	邦彦	安藤くにひこ励ます会	H27. 5. 1
井上	八重子	井上八重子と元気な市民	H28. 4. 20
櫻井	兼二	櫻井兼二後援会	H28. 3. 31
田中	健	田中健後援会	H28. 3. 1
吉田	公一	新生政経会	H28. 4. 18

●東京都選挙管理委員会告示第百三十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條第二項及び第二十三條第一項の規定により、平成二十八年十月二十三日執行予定の衆議院議員補欠選挙(東京都第十区)における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成二十八年十月四日

東京都選挙管理委員会

基準となる日

平成二十八年十月十日。ただし、年齢については、同月二十三日

登録を行う日

平成二十八年十月十日

縦覧に供する期間

平成二十八年十月十一日の一日間

●東京都選挙管理委員会告示第百三十一号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第二十三條の十一第二項の規定により、平成二十八年十月二十三日執行予定の衆議院議員補欠選挙(東京都第十区)における在外選挙人名簿に係る縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十八年十月四日

東京都選挙管理委員会

縦覧に供する期間 平成二十八年十月十一日の一日間

●東京都選挙管理委員会告示第百三十二号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成六年自治省告示第百六十五号)第二条第七項の規定により、平成二十八年十

月二十三日執行予定の衆議院議員補欠選挙（東京都第十区）において、候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めた。

平成二十八年十月四日

放送の区分	東京都選挙管理委員会	回数
基幹放送事業者		
テレビジョン放送	株式会社TBSテレビ	一回
ラジオ放送	株式会社TBSラジオ	一回

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年七月十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日本トレーニング指導者協会
- 三 代表者の氏名  
長谷川 裕

四 主たる事務所の所在地

東京都港区麻布台三丁目五番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、スポーツ選手をはじめとして、老若男女、また障害の有り無しを問わず、様々な人々やその運動指導者に対して、健康やスポーツの向上のための啓発活動に関する事業等を行い、「青少年の健全育成」、「生涯スポーツ、競技スポーツの発展」及び「高齢者や子供を含む全ての人々への健康増進」に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人岡崎研究所

三 代表者の氏名

太田 博

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区永田町二丁目九番八ー五〇五号

五 定款に記載された目的

この法人は、国家及び国民一般に対して、外交及び安全保障に関する調査・研究及び啓蒙・普及に関する事業又は国際協力に関する事業を行い、世界平和の推進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人新宿ホームレス支援機構

三 代表者の氏名

山崎 郁夫

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区高田馬場二丁目六番十号 関ビル一階

五 定款に記載された目的

この法人は、路上生活者と失業者等野宿に至るおそれのある人々に対し、社会的処遇の改善及びその安定した雇用の場の確保、就業の機会の確保、安定した居住の場の確保等による自立の支援が図られるような地域の形成に関する事業を行うことにより、もって社会福祉の向上を図ることを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人からまつ

三 代表者の氏名

佐藤 英二

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市川口町三千八百二十四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、子育て支援、児童保育、障害者支援、高齢者への支援サービスを提供することによって、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりに貢献し、あわせて社会福祉の増進を図ることを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人フェア・レーティング

三 代表者の氏名

森田 隆大

四 主たる事務所の所在地

東京都港区元赤坂一丁目五番二十号 ロイヤル赤坂サ  
ルーン七〇九号室 森田アソシエイツ内

五 定款に記載された目的

この法人は、民間企業、政府、政府機関などの資本調  
達者、金融資産の運用を行う一般投資家、およびこれに  
関する研究者ならびに情報機関などに対して、信用格付  
けに関する情報提供および助言を行い、格付けの適切か  
つ民主的な利用の促進に寄与することを目的とする。  
(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第

一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請が  
あったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条  
例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三  
号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子どもの未来を紡ぐ会

三 代表者の氏名

多田 真一

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区代々木三丁目一番十一号 パシフィック  
スクエア4F

五 定款に記載された目的

当法人は教育支援事業を通じ、子どもたちに基礎学力  
定着のための学習サポートと将来への希望を育むための  
心理的サポートを提供する。子どもたちのキャリア形成  
を支援することで、貧困の連鎖を断ち切ることを目標と  
する。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ネクストサポートステージ

三 代表者の氏名

崔 浩林

四 主たる事務所の所在地

東京都府中市住吉町四丁目十八番地の三 山田ビル二  
〇三

五 定款に記載された目的

この法人は貧困により学習する機会を得られない子供  
たちやいままで学習する機会を得られなかった青少年お  
よび青年に対しフリースペースの運営を通じて学習する  
機会を提供するとともに将来社会人として自立するため  
の就職支援また社会に貢献できる人材を育てることを目

的とする。また不登校や社会にできることができなくなっ  
てしまい家族、社会と交流ができなくなってしまってい  
る青少年、子供たちに対しカウンセリングを行い社会へ  
の参加が可能となり豊かな社会生活を創り出し活力のあ  
る社会の実現に寄与することを目的とする。あわせて、  
ひきこもり支援や学習支援に対し、社会と関わりが少な  
くなってしまった高齢者とマッチングを行い高齢者の社  
会復帰支援を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 United People o  
f Using Chopsticks

三 代表者の氏名

四 竈 丈夫

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区東池袋四丁目二十六番十三号 東栄ビル  
六階

五 定款に記載された目的

この法人は世界中の箸を使う国の人々が、国や民族の  
違いを超えて市民として出会える「はしわたし」の場  
「希望のプラットフォーム」である United Pe  
ople of Using Chopsticks を  
設立し、国際交流や国際教育及び国際支援事業を通して、  
市民の地球規模の人的ネットワークを構築し、世界の希  
望に満ちた未来の創造に寄与することを目的とする。  
(以上原文のまま掲載)



一 申請のあった年月日

平成二十八年七月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京ベルズ

三 代表者の氏名

高牧 康、花岡 伸子、村上 みゆき、古谷 恵理、  
白井 恵美子、小林 栄一、松並 寿、丸谷 俊弘、伊藤 正文

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区代々木二丁目二十三番一号 ニューステイトメナー四六二号室

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者とその周辺に暮らす人々を主とする一般市民に対し、音楽鑑賞と歌唱の機会を提供する聴衆参加型コンサートを実施して、心豊かで健康的な生活の実現に貢献、寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人N-I-C-H-I-G-O (エヌイーチゴ)

三 代表者の氏名

谷内 保司

四 主たる事務所の所在地

東京都港区三田五丁目五番六一六〇六号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、セルビア(旧ユーゴスラビア)の子供の白血病の治療、精神的復興、経済発展の支援のため学術、文化、芸術等に関する意識の啓発・振興、教育環境の整備、地域協力、調査研究、多文化適応のための情報提供、広報・情報収集など、同国と日本との友好交流を市民レベルで推進し、広く国際協力の活動に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
平成二十八年十月四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

国分寺市南町一丁目三百十六番二六及び同番三十八番二六  
新宿区西新宿二丁目二十六番二六  
野村不動産株式会社  
代表取締役 宮嶋 誠一

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり

意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十八年十月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称) 王子五丁目計画

二 店舗所在地 北区王子五丁目一番百十一

三 設置者名 大和ハウス工業株式会社

四 意見

ア 聴取者 北区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十八年九月五日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十八年十月四日から同年十一月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。  
平成二十八年十月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 (仮称) ライフ東馬込店

- イ 店舗所在地 大田区東馬込二丁目五百六十四番  
ウ 設置者名 株式会社NTT東日本プロパティーズ
- (二) ア 店舗名 (仮称)立川駅北口西地区第一種市街地再開発ビル  
イ 店舗所在地 立川市曙町二丁目五百番地ほか  
ウ 設置者名 立川駅北口西地区市街地再開発組合
- (三) ア 店舗名 (仮称)新日比谷プロジェクト  
イ 店舗所在地 千代田区有楽町一丁目十二番一ほか  
ウ 設置者名 三井不動産株式会社
- (四) ア 店舗名 マルエツ西新井店  
イ 店舗所在地 足立区西新井二丁目二十六番十六号  
ウ 設置者名 石渡 新一
- (五) ア 店舗名 ネーチャーズ・フォーレストプラザ  
イ 店舗所在地 練馬区高野台一丁目七番十七号  
ウ 設置者名 株式会社ネーチャーズフォーレスト
- (六) ア 店舗名 リヴィンオズ大泉店  
イ 店舗所在地 練馬区東大泉二丁目十番十一号  
ウ 設置者名 東映株式会社
- 二 東京都の意見の概要
  - (一) 概要 一(一)から(六)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。
  - (二) 意見の通知日 平成二十八年九月九日
- 三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 四 縦覧期間 平成二十八年十月四日から同年十一月四日まで。ただし、東京都の休日

五 縦覧時間  
 に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。  
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

衆議院議員補欠選挙(東京都第十区)における選挙長の事務を行う場所について  
 平成二十八年十月二十三日執行予定の衆議院議員補欠選挙(東京都第十区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。  
 平成二十八年十月四日  
 東京都選挙管理委員会

- 一 平成二十八年十月十一日 午前八時三十分から正午まで  
 豊島区役所八〇七会議室
- 二 平成二十八年十月十一日 正午以降  
 豊島区選挙管理委員会事務局  
 豊島区南池袋二丁目四十五番一号 豊島区役所八階

衆議院議員補欠選挙(東京都第十区)における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所について  
 平成二十八年十月二十三日執行予定の衆議院議員補欠選挙(東京都第十区)において、政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所を次のとおり定めた。

平成二十八年十月四日

東京都選挙管理委員会  
 一 平成二十八年十月十一日 午前八時三十分から正午まで  
 豊島区役所八〇七会議室

- 二 平成二十八年十月十一日 正午以降  
 豊島区選挙管理委員会事務局  
 豊島区南池袋二丁目四十五番一号 豊島区役所八階

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
 電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)  
 郵便番号 163-8001  
 定価 一箇月 五〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)  
 郵便番号 113-0001